

随意契約理由書

件名	庄内一時保育事業および休日保育事業
契約の相手方	株式会社ポピンズエデュケア
根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
随意契約理由	本事業は、平成 29 年 10 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 5 年間の期間においてプロポーザル方式により決定した一時保育事業の 1 年間の延長に行う業務契約と、新たに休日保育事業を追加した委託契約になります。 これらの業務は、豊中市の待機児対策としての政策方針として定めている豊中版子育て安心プランによる保育定員確保を目的とした業務であり、庄内駅前庁舎一部を使用して実施するものですが、現在履行中の業者に委託させることにより、事業開始に伴う準備期間の短縮や開設経費の削減等を図ることができ、また、実施日を日曜日や祝日に限った休日保育事業は、その実施日の特殊性から一時保育事業と合わせて実施することにより、委託経費に係る委託費（人件費や運営経費）を削減することができ、委託契約者の選定において優位であると言えます。 このことから、令和 5 年度における本事業は、現に契約履行中の事業者に行わせることで、経費の削減、準備期間の短縮が確保できることから、下記契約の相手方と地方自治法施行令第 167 の 2 第 1 項第 6 号により随意契約を締結するものです。
備考	